

沖縄県工事技術調査業務委託契約書（案）

(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)とは工事技術調査業務の委託について次のとおり契約する。

(業務の委託)

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 業務の内容

沖縄県監査委員が実施する監査の充実強化を期するため、別紙沖縄県工事技術調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、監査対象機関における土木・建築・農林水産関係工事等（以下「監査対象工事」という。）に関して、設計、積算、施工管理、監督、竣工状況等の技術面について調査を行い、監査上の指導、助言及び技術上の改善に関する意見の具申を行い、仕様書6(2)に基づき工事技術調査結果報告書等を作成、提出する。

(2) 業務の実施

業務は、技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項にいう技術士（以下「技術士」という。）により、甲が指示する調査日程で行うものとする。

(技術士の派遣等)

第2条 乙は、技術士を、調査対象機関へ派遣することにより調査を行うものとする。

2 前項の技術士の派遣に要する当該技術士の交通費等は、委託料の中に含めるものとする。

(業務遂行の場所)

第3条 業務の遂行場所は、甲が指定する監査対象機関の所在地及び調査対象工事の現場等とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第2項各号に該当する場合は免除する。

(契約期間)

第5条 この業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和 年 月 日までとする。

(委託料)

第6条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円とする。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）

第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

（委託業務の実施）

第 7 条 乙は、委託業務を実施するにあたっては、仕様書及び甲の指示に従わなければならぬ。

（権利義務の譲渡の制限）

第 8 条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

（再委託の制限）

第 9 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が前各項の規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、若しくは請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（検査）

第 10 条 甲は第 1 条の規定による調査結果報告書等を受理したときは、当該調査結果報告書等を受理した日から 10 日以内に本業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までにその指示に従い、これを補正しなければならない。

（委託料の支払）

第 11 条 乙は、前条第 1 項の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な支払い請求書を受理したときは、当該

支払請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

3 乙は、甲が第 6 条に定める委託料の支払を遅延した場合、その支払額に対し遅延日数に応じ年 2.5% の割合で計算した遅延利息を請求することができる。ただし、支払遅延が天災その他真にやむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入しない。

(履行遅滞)

第 12 条 乙の責に帰する理由により、履行期限内に委託業務を完了することができない場合は、その履行日数に応じ委託料の年 2.5% の割合で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

(損害の賠償)

第 13 条 この契約の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由によって甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し、当該損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力による損害と認められるときはこの限りでない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する理由により第 5 条に定める期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が行う業務が甚だしく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、乙がこの契約に違反したとき。

2 前項各号の規定により契約が解除された場合は、乙は委託料の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

(守秘義務)

第 15 条 乙は、委託業務を行うに当たり、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、委託業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 17 条 乙は、本契約に関して、自ら又は再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(契約の費用)

第 18 条 この契約の締結に関して必要な一切の費用は全て乙の負担とする。

(協議)

第 19 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙